

1. 景観計画の目的

壱岐市は、福岡市と対馬市の間地点に位置し、壱岐島、大島、長島、原島、若宮島の5つの有人島※と、19の無人島で構成され、人が自然とともに生き、暮らしの中に歴史、文化が生きている島です。壱岐は、中国の歴史書『魏志倭人伝』に「一大國（一支國）」として書かれているように、古くから大陸文化の中継地として重要な役割を持っており、国指定特別史跡の「原の辻遺跡」、国指定史跡の「勝本城跡」をはじめとして、県下に類を見ない巨石古墳群など、貴重な歴史遺産が、古代から近代に至るまで数多く存在しています。また、壱岐対馬国定公園に指定され、郷ノ浦や勝本等の漁港や自然海岸といった、島らしい豊かな自然景観が見られます。

これらの重要な景観を構成する要素を後世に残すためには、市民、事業者、行政がその魅力に気づき、協働で守り育てることが必要となります。そこで、新たな壱岐市における総合的な景観形成を図ることを目的として本計画を策定するものとし、景観に関する住民の意向・意識を十分に理解し、市民、事業者、行政が協働で壱岐市の景観を形成していくための「壱岐市景観条例*」を制定します。

※第60版(平成25年)長崎県統計年鑑島しょ一覧による

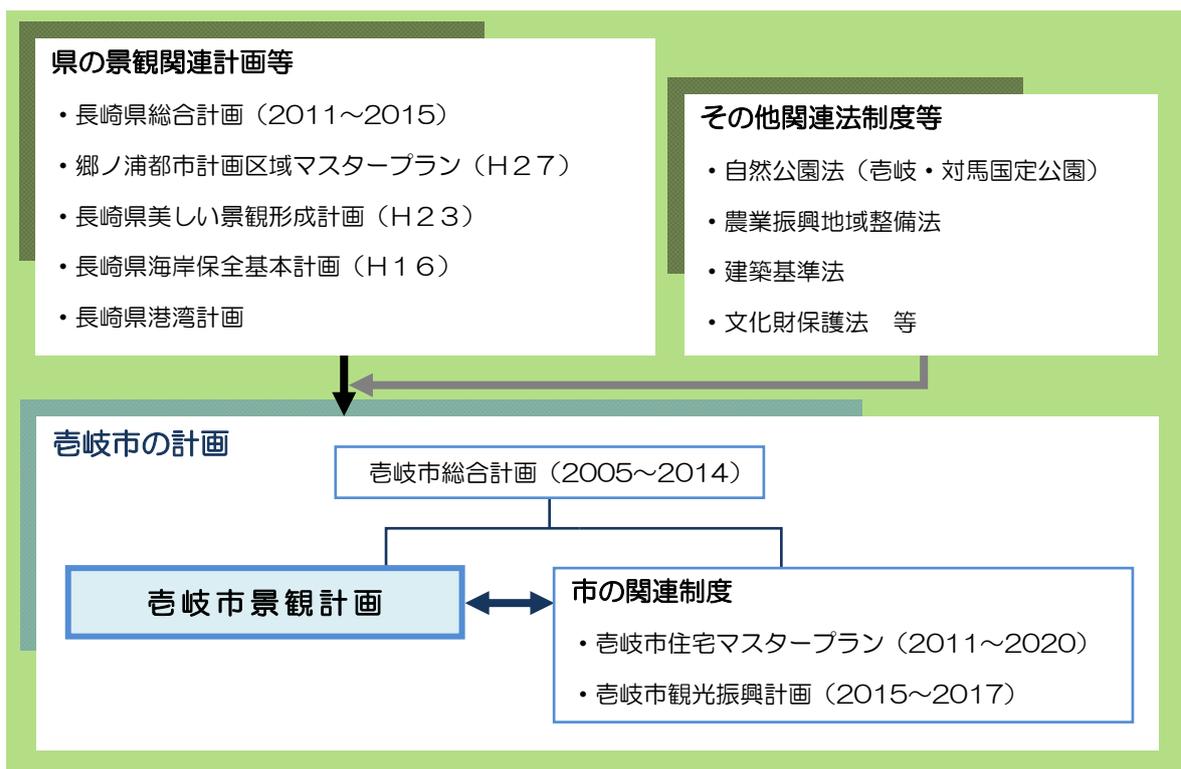
2. 位置づけ

景観計画*の主眼は必ずしも強い規制をかけることではありません。市民一人ひとりの意向や思いが十分に反映され、「壱岐市らしい景観」の意味や価値を再認識し、身近なところから景観をより良くする取り組みを実践できる計画であることが大切です。

壱岐市景観計画は、各種関連計画に示される理念や将来像を、景観形成の面から実現していくための計画として位置づけます。

本計画は、景観法*第8条に基づく景観計画として策定するもので、長崎県が策定した「長崎県美しい景観形成計画」との整合・調整を図るとともに、市や県の関連分野の計画や法制度等との連携・調整を図ります。

さらに、法定計画に留まることなく、「景観まちづくり」を総合的に推進するための計画（マスタープラン）と位置づけます。



3. 計画の体系

景観は、その地域の自然や歴史、文化の上に人々の営みを通じて形成されるものであり、景観法は、地域特性に応じた柔軟な運用が可能な制度でもあります。

景観法には5つの基本理念が掲げられています。

■景観法（第2条）の基本理念の要旨

基本理念 1

良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠な国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恩恵を受けられるよう整備、保全が図られなければならない。

基本理念 2

良好な景観は、適正な制限の下に地域の自然、歴史、文化などと人々の生活、経済活動とが調和した土地利用となることにより、その整備、保全が図られなければならない。

基本理念 3

良好な景観は、地域の特性と強く関連するものであることから、それぞれの地域の個性及び特色の発展につながるよう、多様な形成が図られなければならない。

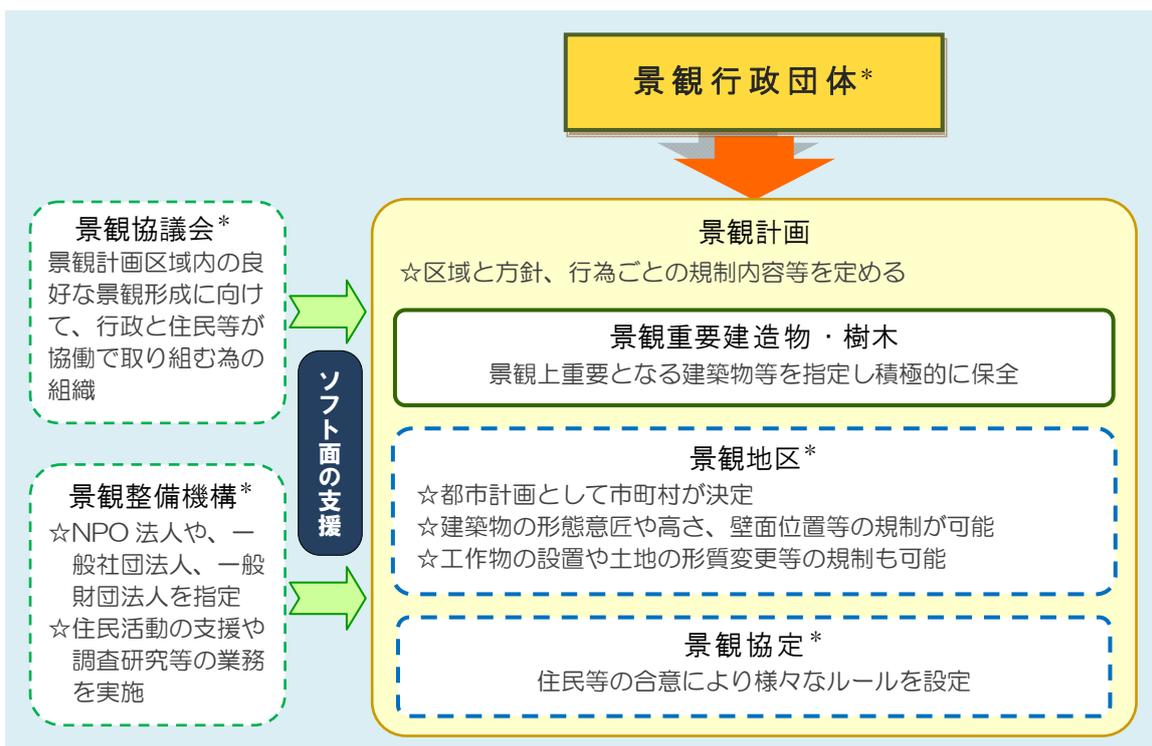
基本理念 4

良好な景観は、地域の活性化の手助けとなるよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取り組みがなされなければならない。

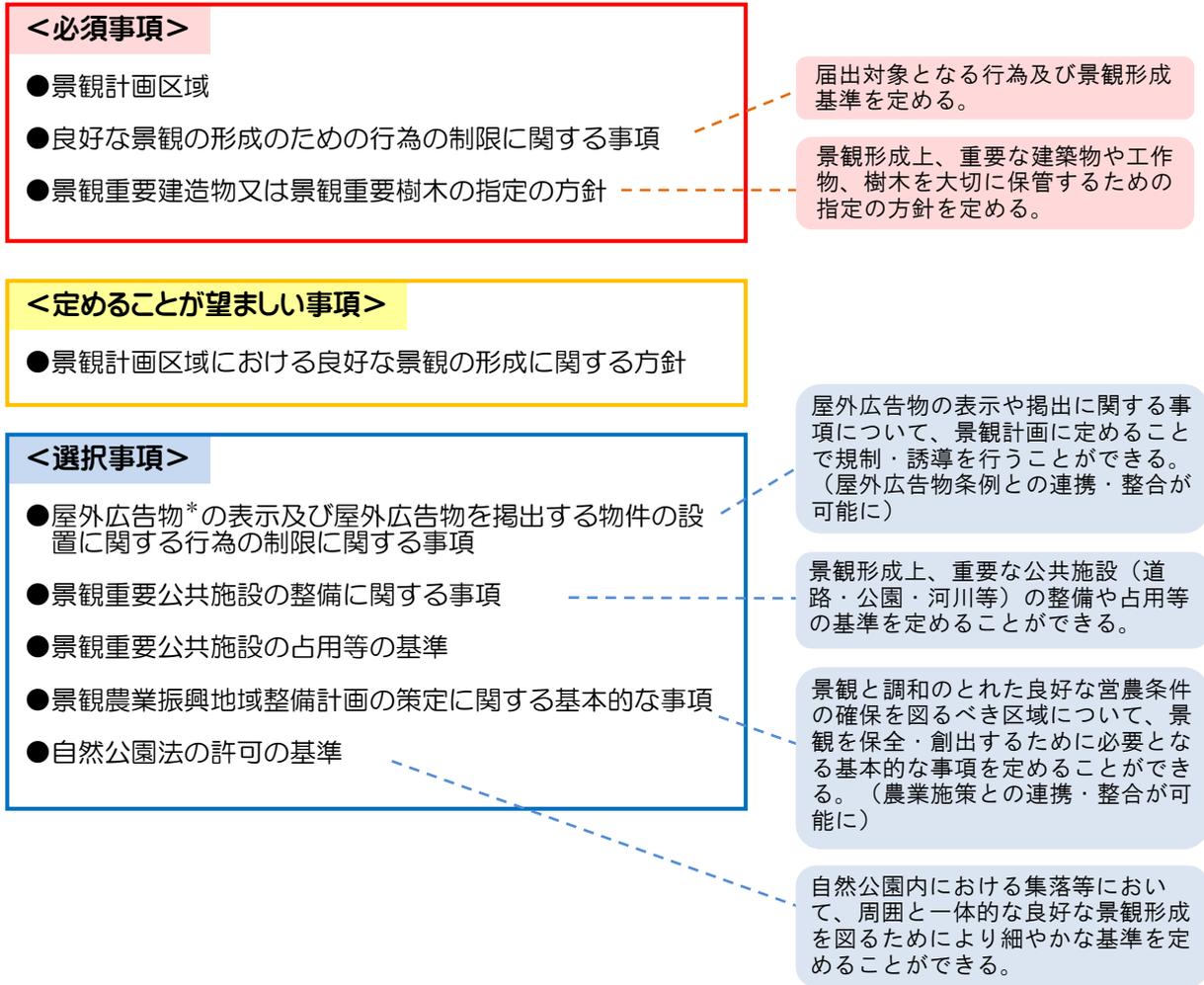
基本理念 5

良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することだけではなく、新たに良好な景観を創出することを含み行われなければならない。

■景観法の制度イメージ



景観計画は景観法に基づき、景観計画で定める事項として『必須事項』と『選択事項』があります。制度上、複数の“景観計画”と“景観計画区域”を設定することが出来ます。



景観計画は省庁が横断的に管轄している計画であり、複合的な景観まちづくりの検討が支援されています。

